

石川県公報

令和5年12月8日

第13665号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示	
○青少年に有害な興行の指定 (少子化対策監室)	1
○保安林の指定施業要件の変更 (森林管理課)	2
公 告	
○石川県告示第451号の公布公告 (畜産振興・防疫対策課)	3
○国土調査の成果認証公告 (農業基盤課)	3
○県営緊急防災工事計画の決定及び縦覧公告 (同)	3
○土地区画整理組合の事業計画の変更認可公告 (都市計画課)	4
○道路の位置の指定公告 (建築住宅課)	4
監 査 委 員	
○定期監査結果公表	4
○財政的援助団体等監査結果公表	6
○包括外部監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表	7

告 示

石川県告示第469号

いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

令和5年12月8日

石川県知事 馳 浩

1 有害興行

興行の種類	興 行 名	製作会社・配給会社等名
映 画	お熱いあの娘 裸でアタック	小 栗 組 〈オ ピ 映 画〉
”	美麗お姉さん 痴情愛情七変化	山 内 組 〈オ ピ 映 画〉
”	わたしの同級生 肉感の果てに	木 村 組 〈オ ピ 映 画〉
”	淫語集団 あえぎの多重奏	堂 ノ 本 組 〈オ ピ 映 画〉
”	淫ら濡れ さあやとこはる再会	高 原 組 〈オ ピ 映 画〉
”	ぺろりん性活 背徳ルームシェア	塩 出 組 〈オ ピ 映 画〉
”	変態の季節 恍惚のいぶき	東 盛 組 〈オ ピ 映 画〉
”	ラブホ肉欲密会 揺れて揺さぶる5分前	小 関 組 〈オ ピ 映 画〉
”	もっこり万華鏡 欲情した五人の女たち	高 原 組 〈オ ピ 映 画〉
”	淫乱旅行 美乳姉妹イキ	小 関 組 〈オ ピ 映 画〉

”	人妻の虜 隣のあさみさん	高 原 組 〈オ ー ピ ー 映 画〉
”	ヌギヌギパニック 脱ぎたい女	石 川 組 〈オ ー ピ ー 映 画〉
”	痴態道楽 熟女発情くりかえし	竹 洞 組 〈オ ー ピ ー 映 画〉
”	むちゃ振り開花中 浮気っ娘と火照り妻	吉 行 組 〈オ ー ピ ー 映 画〉
”	続・エマニエル夫人 [デジタルリマスター版] (原題) EMMANUELLE L'ANTIVIERGE	フ ァ イ ン フ ィ ル ム ズ (フ ラ ン ス)
”	エマニエル夫人 [4Kレストア版] (原題) EMMANUELLE	フ ァ イ ン フ ィ ル ム ズ (フ ラ ン ス)
”	ラ・メゾン 小説家と娼婦 (原題) LA MAISON	シ ン カ (フ ラ ン ス 及 び ベ ル ギ ー)
”	職場秘汁 魔性の指使い	工 藤 組 〈オ ー ピ ー 映 画〉

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

令和5年12月8日

石川県告示第470号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年12月8日

石川県知事 馳 浩

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

輪島市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び輪島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

輪島市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び輪島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

石川県告示第451号の公布公告

石川県告示等の公布に関する規則（昭和45年石川県規則第38号）第2条ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和5年12月8日

石川県知事 馳 浩

石川県告示第451号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定により、次のとおり消毒方法の実施を命ずる。

令和5年11月30日

石川県知事 馳 浩

- 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため
- 実施する区域
県内全域の家きん飼養施設（以下「施設」という。）
- 実施の期日
令和5年12月4日から同月25日まで
- 消毒方法
消石灰の施設内（施設敷地外縁部内側及び家きん舎周囲）散布

国土調査の成果認証公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和5年12月8日

石川県知事 馳 浩

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
津幡町	平成27年4月27日から 令和2年3月31日まで	津幡町（字津幡、字清水及び字庄の一部）の地籍図及び地籍簿	津幡町（字津幡、字清水及び字庄の一部）	令和5年12月8日
加賀市	令和3年6月22日から 令和4年3月31日まで	加賀市（伊切町の一部）の地籍図及び地籍簿	加賀市（伊切町の一部）	”
	令和4年5月31日から 令和5年3月31日まで	加賀市（柴山町の一部）の地籍図及び地籍簿	加賀市（柴山町の一部）	”

県営緊急防災工事計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次のとおり県営緊急防災工事計画を定めたので、その関係書類を令和5年12月11日から令和6年1月15日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第87条の4第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年12月8日

石川県知事 馳 浩

事業名	地区名	縦覧に供する書類	縦覧場所
老朽ため池整備事業 (防災対策型)	赤坂の池地区	県営緊急防災工事計画書の写し	珠洲市産業振興課
〃	雁田地区	〃	輪島市産業部農林水産課
〃	能納屋池地区	〃	輪島市門前総合支所 地域整備課

土地区画整理組合の事業計画の変更認可公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和5年12月8日

石川県知事 馳 浩

- 組合の名称
白山市松任駅北相木第二地区土地区画整理組合
- 事務所の所在地
白山市相木町76番地
- 設立認可の年月日
令和元年6月26日
- 変更認可の年月日
令和5年11月30日
- 変更の内容
・事業施行期間
令和元年7月5日から令和9年3月31日まで

道路の位置の指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和5年12月8日

石川県知事 馳 浩

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
河北郡津幡町字横浜に55番4、56番6、87番2、88番3及び水路の無籍地の一部	幅員 5.39～5.56m 延長 34.11m	金沢市泉3丁目1番6号 株式会社ハクトー	令和5年11月20日

監 査 委 員

定期監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、令和5年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和5年12月8日

石川県監査委員 安 居 知 世
 同 一 川 政 之
 同 村 上 勝
 同 作 田 有 子

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する令和4年度及び令和5年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（以下「財務事務の執行等」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象所属毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象所属	監査実施年月日	監査の対象期間	監 査 の 結 果
総合看護専門学校	令和5年10月31日	令和4年8月1日～ 令和5年7月末日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
石川四高記念文化交流館	”	”	”
金沢東警察署	令和5年11月6日	令和4年9月1日～ 令和5年8月末日	”
金沢向陽高等学校	”	”	”
小松教育事務所	”	”	”
寺井高等学校	”	令和4年10月1日～ 令和5年8月末日	”
津幡警察署	令和5年11月13日	令和4年9月1日～ 令和5年8月末日	”
七尾警察署	”	”	”
七尾産業技術専門学校 能登産業技術専門学校	”	”	”
北部家畜保健衛生所	令和5年11月15日	”	”
ろう学校	令和5年11月21日	”	”
金沢錦丘中学校	”	”	”
金沢錦丘高等学校	”	”	”
金沢中警察署	令和5年11月22日	”	”
能美警察署	令和5年11月24日	令和4年8月1日～ 令和5年7月末日	”
小松北高等学校	”	令和4年10月1日～ 令和5年8月末日	”
加賀聖城高等学校	”	”	役務費の支出事務において、産業廃棄物処分費の債権者を誤って支出しているものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。

			厚生年金の事務手続きにおいて、資格喪失届の提出遅れによる、歳入歳出外現金の取扱が不適正なものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。
工業高等学校	令和5年11月27日	”	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
盲学校	”	令和4年9月1日～ 令和5年8月末日	”
金沢中央高等学校	”	”	”
金沢泉丘高等学校	令和5年11月29日	”	”
金沢商業高等学校	”	”	”
金沢辰巳丘高等学校	”	”	”
金沢桜丘高等学校	”	”	”

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和5年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和5年12月8日

石川県監査委員 安 居 知 世
同 一 川 政 之
同 村 上 勝
同 作 田 有 子

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第7項に規定する令和4年度の補助金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行（以下「財政的援助等に係る出納その他の事務の執行」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、監査対象団体から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象団体毎の監査結果は、次のとおりである。

監 査 対 象 団 体	監査実施年月日	監 査 の 結 果
公益財団法人 いしかわ結婚・子育て支援財団	令和5年10月31日	財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
公益財団法人 石川県埋蔵文化財センター	”	”
金沢商工会議所	令和5年11月6日	”
社会福祉法人 福寿会	”	”
社会福祉法人 つばさの会	令和5年11月13日	”
一般財団法人 石川県県民ふれあい公社	令和5年11月14日	”

公益財団法人 石川県デザインセンター	〃	〃
北鉄奥能登バス株式会社	令和 5 年11月15日	〃
公益財団法人 能登原子力センター	〃	〃
国連大学サステイナビリティ高等研究所いしかわ・かなざわオペレーティング・ユニット	令和 5 年11月22日	〃
公益財団法人 石川市町村振興協会	〃	〃
金沢市南新保土地区画整理組合	〃	〃
社会福祉法人 南陽園	令和 5 年11月24日	〃
白山市松任駅北相木第二土地区画整理組合	令和 5 年11月27日	〃

包括外部監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

令和 5 年 3 月 30 日 付 け で 公 表 し た 包 括 外 部 監 査 の 結 果 に 基 づ い て 講 じ た 措 置 に つ い て、石 川 県 知 事 か ら 通 知 が あ っ た の で、地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 252 条 の 38 第 6 項 の 規 定 に よ り、次 の と お り 公 表 す る。

令和 5 年 12 月 8 日

石川県監査委員 安 居 知 世
 同 一 川 政 之
 同 村 上 勝
 同 作 田 有 子

1 公表の範囲

令和 4 年度包括外部監査 (財政的援助団体に係る財務事務の執行並びに事業の管理について) の結果に基づいて講じた措置について、石川県知事から通知を受けた事項

2 公表の概要

令和 4 年度包括外部監査において指摘された事項について、次のとおり通知を受けた。

団 体 名	指 摘 事 項	監査結果に基づいて講じた措置
株式会社マリンパーク内灘 (所管課：河川課)	(利益相反取引の決議方法) 今後、株式会社マリンパーク内灘と、同社の取締役が、取締役を兼務する会社との間で、利益相反取引を行おうとする場合、重要な事実を開示し、利益相反取引に係る議案として明記するとともに、特別利害関係取締役が承認決議に参加しないようにする必要がある。	指摘を踏まえ、株式会社マリンパーク内灘と、同社の取締役が取締役を兼務する他社とが取引をしようとするときは、利益相反取引を制限するため、重要な事実を開示した上で、取締役会の議案として明記するとともに、当該議案の承認決議には、特別利害関係取締役が参加しないこととした。

